

★相良中学校いじめ防止基本方針★

国の法律である「いじめ防止対策推進法」を受けて、相良中学校で策定したいじめに対する具体的な取組です。

1 いじめ防止等に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的、あるいは物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第一章 総則 第二条 より

(2) ねらい

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成への重大な影響のみならず、生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

いじめられた生徒は心身ともに傷つき、その大きさや深さは本人でなければ実感できない。したがって本校では、いじめはどのような理由があろうとも絶対に許されない行為であること、また、いじめはどの生徒にも、どんな場でも起こりうること、という認識のもと、保護者や地域住民、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むため、「相良中学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止に取り組んでいく。

2 いじめの防止等のための基本的な事項

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- ①「具体的な生徒の姿」として、「自分自身を律し、進んで他者と関わり協働できる生徒」と、「他を気遣い、思いやりのある言動ができる生徒」の2点を掲げ、生徒が人とのつながりを大切にし、人への気遣いや人の痛みや悲しみ、あるいは喜びを知ることを目指す。
- ②社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心の育成や、自己を見つめ、人間としてのよりよい生き方を考える力を育成するため、教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図る。
- ③教育相談などを通して、よりよい人間関係づくりのスキルを身に付け、円滑な人間関係づくりを目指す。
- ④学校生活アンケートや生活日記などから生徒の思いを吸い上げる。その際、良い意見や考えについては、掲示にするなどして生徒への啓発を図る。
- ⑤生徒がいじめについて自主的に考えることができるような生徒会活動を設定し、その活動を支援する。生徒会本部と生活安全委員会が中心となっていじめ防止のための活動を行い、職員、生徒ともにいじめに対する理解を深め、防止に努める体

制づくりをする。

イ いじめの早期発見のための措置

①いじめ調査等

- ・生活アンケート 年3回（1学期、2学期、3学期）※Googlefoamで実施
- ・学級担任との教育相談 年2回
- ・保護者対象学校評価アンケート 年2回（6月、11月）

②いじめ相談体制

- ・気になる生徒については、気付いたその時点で学級担任や養護教諭がすぐに話を聞く体制を取る。
- ・生徒および保護者を対象に、いじめに係る相談を行えるようスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用を図る。
- ・いじめの防止等の対策に従事する人材の確保および資質の向上
いじめの防止等に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、職員のいじめ防止対策に対する資質の向上を図る。

ウ インターネットを通じて行われるいじめへの対策

生徒および保護者を対象に、インターネットを通じて行われるいじめを防止するために、情報講座を実施する。

3 いじめの防止等に関する措置

(1) 「いじめ対策委員会」の設置

いじめ防止等の中核となる常設の組織として、「いじめ対策委員会」を設置する。

ア 構成員

校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、学年生活担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

以下は必要に応じて招集する。（学級担任、部活動顧問、心の教室相談員等）

イ 活動内容・いじめに関する情報の収集

①いじめ防止に対する企画立案

②いじめ事案の対応協議、ケース会議

ウ 開催日

①週1回の学年主任者会などで情報を交換する。

②いじめ事案発生時は、いじめ対策委員会を開いて対応を協議する。

4 いじめに対する措置

(1) いじめの相談を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われたりするときは、早期に事実確認を行う。

(2) いじめが認知された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、上記組織を活用し、必要に応じて心理、福祉等に関する専門家の協力を得て、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援と、いじめを行った生徒とその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。

(3) いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにする必要があるときは、保

護者との連携のもと、いじめを行った生徒を、ある一定期間、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等の措置を講ずる。

- (4) いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起こることのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置を講ずる。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察等に相談し、連携して対応する。

5 重大事態への対処

重大事態とは次のような場合を言う。

- (1) いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間、学校を欠席しているとき、あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間(30日以上)連続して欠席しているとき、及び、生徒や保護者との話から、いじめが重大事態に至っていると認めるとき
- (3) 重大事態についての調査
 - ア 重大事態が発生した場合は、直ちに牧之原市教育委員会に報告する。
 - イ 教育委員会との連携のもと、対策のための組織を設置して、事態への対処や同様の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするための調査を行う。
 - ウ 情報の提供
 - いじめを受けた生徒およびその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報提供を行う。